

海外商品の台湾登録状況



登録件数

	产地証明標章	产地団体商標	合計
本国	40	38	78
海外	23	32	55
合計	63	70	133

統計日:
2025.12.16

商品・役務



台灣產地 標章制度



产地標章

登録要件

申請手続に関する事項

標章には、特定の地理的区域の名称を含む必要があります



地理的名称



NAPA VALLEY

BAROLO

地理的
名称

+
商品・役務



池上米

麻豆文旦

地理的
名称

+
商品・役務



日月潭紅茶

甲芋頭

証明又は指定される商品・役務

当該地理的区域に由来する商品・役務は、
特定の品質、評価（評判）又はその他の特性を
有していないければなりません

当該地理的環境との間に十分な関連性を有して
いる必要があり、
その関連性には、以下の要素が含まれます

・自然的要因

土壤、気候、風、水質、標高、湿度等

・人文的要因

当該地域における伝統的又は特有の製造工
程、産出方法、製造技術等との関連

申請人



产地證明標章



产地団体商標

他人の商品又は役務につい
て証明を行う能力を有する
法人、団体又は政府機関

法人格を有する
組合、協会その他の団体

代表性を有すること
外国の申請人は、当該標章が自己名義において原産国で保
護されていることを証明する書類を提出し、代表性の証拠
とすることが可能

標章の使用を管理・監督する能力を有すること

使用規程に記載 すべき事項

1. 証明の内容
2. 使用条件
3. 管理及び監督の方法
4. 標章の使用申請に関する
手続及び紛争解決の方法

1. 会員の資格
2. 使用条件
3. 団体商標の使用に関する管
理及び監督の方法
4. 規程違反に対する処理規定
5. 当該地理的区域内に所在
し、その商品又は役務及び
資格が使用規程に適合する
者については、会員として
加入を認めなければならな
いこと

使用上の注意事項

使用規程に定める条件を満
たす者は、標章権者の同意
を得た上で、当該標章の使
用を申請することができる
ただし、標章権者は、証明
対象となる商品又は役務の
事業を行ってはならない

使用規程に定める条件を満
たす会員及び標章権者本人
は、当該標章を使用するこ
とができる

標章権者は、既存の商取引慣行に従い、誠実な方法によ
り、他人が自己の商品又は役務の原産地を表示すること
を妨げることはできない

出願料

1件につき 新台湾ドル 5000 元

1類につき 新台湾ドル 3000 元

登録料

1件につき 新台湾ドル 2500 元

1類につき 新台湾ドル 2500 元

登録概況

台灣產地標章

产地證明標章

产地団体商標

桃園市

- 拉拉山高山茶
- 拉拉山毛毛

苗栗縣

- 東方美人茶
- 泰安タケノコ
- 三湾ナシ
- 銅鑼杭菊
- 館ナツメ
- 公館タロイモ
- 五峰タケノコ

台北市・新北市

- 文山包種茶
- 北投温泉湯花

宜蘭縣

- 三星米

金門縣

- 酒糟牛
- 酒糟牛肉

澎湖縣

- 澎湖水產
- 西衛手作麵線

花蓮縣

- 玉里米
- 富里米
- 光復米
- 豐浜米
- 瑞穗天鵝米
- 瑞穗ブンタン
- 花蓮スイカ

台中市

- 梨山茶
- 霧峰香米
- 大甲タロイモ
- 大安ネギ

彰化縣

- 竹塘米

南投縣

- 鹿谷凍頂ウーロン茶

- 杉林溪茶

- 日月潭紅茶

- 合歡山高冷茶

- 南投市青山茶

- 南投ウメ

- 国姓コーヒー

- 日月潭精品コーヒー

- 竹山サツマイモ

嘉義縣

- 阿里山高山茶
- 台南市
- 東山コーヒー
- 善化ごま
- 西港ごま
- 閔廟パイナップル
- 麻豆ブンタン
- 下営ブンタン
- 玉井マンゴー
- 官田ヒシ
- 白河ハスの実
- 白河レンコン粉
- 下営黒豆

高雄市

- 美濃豆
- 美濃野蓮
- 屏東縣
- 恒春米
- 枋山マンゴー
- 獅子マンゴー
- 万丹小豆
- 滿州黑豆
- 恒春タマネギ
- 車城タマネギ
- 枋山タマネギ
- 恒春ごま

